

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示  
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)  
土地改良区の役員のが就退任(農村整備課)  
県営土地改良事業の工事の完了(〃)  
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)  
海岸保全区域の指定の一部改正(河川課)  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇ 選管告示  
選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示  
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告  
公文書公開条例の運用状況(広報文書課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百五号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	株式会社ユニサン	届出に係る建物の名称	株式会社ユニサン錦海	届出に係る建物の所在地	米子市錦海町二丁目一〇 一四
------------	----------	------------	------------	-------------	-------------------

### 鳥取県告示第五百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり逢坂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 井 上 信 男 気高郡鹿野町大字小別所一九三

〃	山田 辰美	気高郡気高町大字殿三五〇
〃	山本 丈夫	気高郡気高町大字飯里一一三
〃	竹田 喬	気高郡気高町大字下石一一一
〃	中原 小太郎	気高郡気高町大字上原二七三
〃	田中 敏明	気高郡気高町大字上原一六三
〃	山本 倫三	気高郡気高町大字山宮二三三
〃	原田 実	気高郡気高町大字陸逢一三五
〃	谷尾 頼孜	気高郡気高町大字会下一二四
〃	久野 信幸	気高郡気高町大字郡家二〇六
〃	幸山 義人	気高郡気高町大字高江四五
〃	地原 敏夫	気高郡気高町大字八幡二一〇
〃	山尾 三郎	気高郡気高町大字下原九二
〃	竹中 義範	気高郡気高町大字八束水三三三
〃	細田 昭一	気高郡気高町大字八束水七一四
〃	田中 末雄	気高郡気高町大字八束水一二四四
〃	中村 輝夫	気高郡気高町大字八束水一二五〇
監事	池原 篤郎	気高郡鹿野町大字小別所二九五
〃	平尾 喜代藏	気高郡気高町大字山宮一七二
〃	山尾 茂徳	気高郡気高町大字下原一三一―一

平成四年三月十九日退任

就任した役員の名及び住所

理事	井上 信男	気高郡鹿野町大字小別所一九三
〃	山田 辰美	気高郡気高町大字殿三五〇

〃	山本 丈夫	気高郡気高町大字飯里一一三
〃	竹田 喬	気高郡気高町大字下石一一一
〃	中原 小太郎	気高郡気高町大字上原二七三
〃	田中 敏明	気高郡気高町大字上原一六三
〃	山本 倫三	気高郡気高町大字山宮二三三
〃	原田 実	気高郡気高町大字陸逢一三五
〃	谷尾 頼孜	気高郡気高町大字会下一二四
〃	久野 信幸	気高郡気高町大字郡家二〇六
〃	幸山 義人	気高郡気高町大字高江四五
〃	地原 敏夫	気高郡気高町大字八幡二一〇
〃	山尾 三郎	気高郡気高町大字下原九二
〃	竹中 義範	気高郡気高町大字八束水三三三
〃	細田 昭一	気高郡気高町大字八束水七一四
〃	田中 末雄	気高郡気高町大字八束水一二四四
〃	中村 輝夫	気高郡気高町大字八束水一二五〇
監事	池原 篤郎	気高郡鹿野町大字小別所二九五
〃	平尾 喜代藏	気高郡気高町大字山宮一七二
〃	山尾 茂徳	気高郡気高町大字下原一三一―一

平成四年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業大伊地区第一工区区画整理 県営ほ場整備事業大伊地区第二工区区画整理	平成四年三月二十一日 〃

鳥取県告示第五百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年一月二十一日 鳥取県指令受都計三一二第三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大崎字北ノ堀

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富士見町一三八

加藤秀安

鳥取県告示第五百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月二十一日 鳥取県指令受鳥土維第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市天神町五―二

大和建设株式会社

取締役社長 山本康雄

鳥取県告示第五百十号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



鳥取県告示第五百十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成四年六月一日から施行する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

羽合支店	東伯郡羽合町 大字久留	を	羽合支店	東伯郡羽合町 大字久留
			関金支店	東伯郡関金町 大字大鳥居

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

平成四年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年五月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

- 一日時 平成四年六月九日（火） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 第十六回参議院議員通常選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年五月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	フットボールマシンVXX	株式会社三井
"	ジャグスノール	"
"	キングスターαII	"

”	バーベルエースSP	”
”	ヘイ・タクシーDII	株式会社大同
”	エキサイトビジョソNDI	”
”	カバ次郎V	株式会社三洋物産
”	ミラージュ	”
”	ハニーバー	”
アレンジボール遊技機	エアポケットIII	サミー工業株式会社
”	エアポケットIV	”
”	ネアソスマルテラ	”

公 告

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第17条の規定により、平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 4 年 5 月 26 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公文書開示請求の件数及び処理状況 (件)

公文書開示請求	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非開示	取下げ
22	12	4	6	0

2 公文書開示請求の実施機関別内訳 (件)

知 事	22
知 事 (企 業 局)	0
教 育 委 員 会	0
選 挙 管 理 委 員 会	0
人 事 委 員 会	0
監 査 委 員 会	0
地 方 労 働 委 員 会	0
収 用 委 員 会	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
合 計	22

3 開示請求者の区分

(件)

県の区域内に住所を有する者	22
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0
合 計	22

4 不服申立ての件数及び処理状況（平成3年4月1日～平成4年3月31日）

件 数	処 理 状 況
8	鳥取県公文書開示審査会で審議中